

理学療法士学科 学科細則

(目的)

第 1 条

この学科細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき教育効果を促進し社会貢献に寄与する医療人を育てるために定める。

(進級判定に関する方針)

第 2 条

1. 進級できるものは、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率 90%以上でなければならない(学則第 10 条 2 項より)。また、昼間部については、コース活動の出席すべき日数に対して出席率 90%以上でなければならない。
2. 学則 10 条に定める総授業科目とは、原則として単位履修科目のみならず指定補講および学科行事すべてを含むものとする。
3. 学期末試験の評価が不合格(59 点以下)の場合は再試験を行なう。再試験の評価が不合格(59 点以下)の場合には、当該科目の単位を取得することができない。
4. 最終的な進級判定は学則及び上記 1、2、3 項に基づき、学校長、常務理事を含む進級に関する判定委員会を設けて判定する。なお、当該配置科目については、最終進級判定会議までにその全てを取得できなければ原級留置(留年)となる。

(臨床実習に関する方針)

第 3 条

1. 昼間部 3 年次の評価実習に参加するものは、単位履修科目である「実習前演習 CBT I」「実習前演習 CBT II」「実習前演習 OSCE I」「実習前演習 OSCE II」の単位履修を原則とする。
2. 夜間部 3 年次の評価実習に参加するものは、単位履修科目である「実習前演習 I (CBT)」「実習前演習 II (OSCE)」の単位履修を原則とする。
3. 評価実習、総合実習 I、総合実習 II の成績は、実習指導者による行動目標の達成度評価表、実習生の出席状況、実習報告会の評価などによる総合評価とする。総合評価 60 点以上を合格とする。
4. 臨床実習に参加する際は「個人情報保護に関する誓約書」内容を遵守すること。

(卒業判定に関する方針)

第4条

1. 卒業できるものは、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率90%以上でなければならない(学則第10条2項より)。
2. 国家試験演習Ⅴの単位履修試験は、12月から実施する指定の模擬試験、卒業試験等をさす。
国家試験演習Ⅴの単位未履修の場合、卒業が見込めないため国家試験を受験できない。
3. 最終的な卒業判定は、学則および上記1、2項に基づき学校長、常務理事を含む卒業判定委員会において総合的に判定する。

(学外活動に関する方針)

第5条

1. 学外活動には医療系養成校学生として適切な身嗜み・態度で参加する。
2. 学外活動とは見学実習・地域リハビリテーション実習・評価実習・総合実習Ⅰ・総合実習Ⅱに加え、昼間部コース活動、夜間部メディカルトレーナーコース、カリキュラム内での学外での活動を指す。
3. 不適切な身嗜み・態度の際、引率教員が参加の可否を決定する。

以上

附則

この細則は、令和7年4月1日より実施する。